

# 障害福祉サービスの決定のために

市がサービスの種類や量を決定するために、あなたの希望する生活やあなたにできること、支援してほしいことなどを整理した「サービス等利用計画案」を作成し、障害福祉課に提出していただく必要があります。

計画には、特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」と、あなたや家族などが作成する「セルフプラン」があり、どちらかを選ぶことができます。

## ①「サービス等利用計画案」(事業者が作成する場合)

あなたから聞き取った内容をもとに特定相談支援事業者が「サービス等利用計画案」を作成します。



利用料は無料です。利用にあたっては障害福祉課への申請や特定相談支援事業者との契約が必要になります。

## ②「セルフプラン」(あなたや家族などが作成する場合)

あなた自身が「サービス等利用計画案」の作成を希望する場合や、サービス等利用計画案を作成する特定相談支援事業者が見つからない場合は、「セルフプラン」を作成することになります。特定相談支援事業者が見つからないときは、あなたのお住いの地域を担当する茨木市からの委託を受けた相談支援事業者に、セルフプランの作成を手伝ってもらうことができます。

